

令和5年度鹿屋市立吾平中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、吾平中学校では全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、いじめられた生徒及び保護者の立場に立ち、迅速かつ適切にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動に対する支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級活動等を利用し、「いじめ問題を考える週間」を実施する。また、「人権月間」等を設定し、意識の深化を図る。

イ いじめの早期発見のための措置

- いじめを早期に発見するために、在籍する生徒に対する定期的な調査を学期1回程度実施する（学校楽しいーと）とともに、意見箱の設置等実態把握のためのその他の必要な措置を講ずる。
- いじめ調査実施後、必要に応じて担任等との面談を実施する。
- 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制（定期・随時）を設定する。

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- スクールカウンセラーやマイフレンド相談員、市教育委員会指導主事等を積極的に活用した研修会を実施する。
- 家庭教育学級等での研修・啓発活動を推進する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 生徒及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるように、必要な啓発活動として外部講師を招き、携帯電話教室等情報モラルに関する学習会を実施する。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長，教頭，生徒指導担当，養護教諭，学年主任，学級担任，学校評議員，民生委員，スクールカウンセラー，医師，警察官 OB 等

<活動>

- いじめに関する調査並びに教育相談に関すること。
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- いじめ事案に対する対応に関すること。

<開催>

- 学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

○ いじめの早期発見に関する取組に関すること。

○ いじめの未然防止及び再発を防止するための取組に関すること。

※ 「いじめ問題への取組チェックリスト」等を活用し、具体的に取組の評価ができるようにする。